

教育厚生委員会会議録

日時 平成22年3月8日（月） 開会時間 午前10時06分
閉会時間 午後3時09分

場所 第4委員会室

委員出席者 委員長 進藤 純世
副委員長 土橋 亨
委員 前島 茂松 渡辺 亘人 皆川 巖 堀内 富久
金丸 直道 丹澤 和平 清水 武則

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

教育委員長 須田 清 教育長 松土 清 教育次長 佐藤 安紀
理事 藤原 一治 次長（総務課長事務取扱）鷹野 勝己
福利給与課長 古屋 成和 学校施設課長 芦沢 一 義務教育課長 佐野 勝彦
高校教育課長 奥田 正直 新しい学校づくり推進室長 松谷 荘一
社会教育課長 大堀 修己 新図書館建設室長 篠原 昭彦
スポーツ健康課長 相原 繁博 学術文化財課長 三枝 仁也

議題 （付託案件）

第15号 山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例中改正の件
請願第21-7号 日本軍「慰安婦」問題に対して、政府に誠実な対応を求めることについての請願事項の3
請願第21-13号 教育格差をなくし、子どもたちに行き届いた教育を求めることについて

（調査依頼案件）

第17号 平成22年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条継続費及び第3条債務負担行為中教育厚生委員会関係のもの

審査の結果 付託案件については、原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件については、原案に賛成すべきものと決定した。
また、請願第21-7号及び請願第21-13号は、いずれも継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時6分から午後3時9分まで（午前11時54分から午後1時4分まで休憩をはさんだ）教育委員会関係の審査を行った。

主な質疑等 教育委員会関係

- ※第17号 平成22年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条継続費及び第3条債務負担行為中教育厚生委員会関係のもの

質疑

（いじめ・不登校対策事業費について）

金丸委員 教の21ページ、義務教育課の不登校対策の関係でありますけれども、平成19年度、全国ワーストワンということで、大変な汚名をしょったわけですが、20年度には、約13%減ということで、1,000人ちょっとというような話を伺っているわけですが、21年度の中間的な不登校の状況というのはどんなふうになっているのかということについてお伺いをいたします。

佐野義務教育課長 まず、平成19年度は、公立の小中学校合わせまして1,183人、平成20年度が小中学校合わせまして1,000名ということで、1年間を通して、180名程度の減少を見ました。ことし、平成21年度につきましては、各学校の努力、それから、各施策の効果というか、そういうことがあらわれてまいりまして、昨年、小学校が145、中学校が855ということで、合計が1,000名でございましたが、ことしにつきましては、2月末現在でございますけれども、前年と比べまして、小中合わせまして150名程度の減少という見通しが立っております。これは3月の時点で、まだ集計が変わってまいりますので、今現在ということでの数でございます。

金丸委員 努力の成果があらわれているということだと理解いたすわけですが、スクールソーシャルワーカーを配置したのは平成20年度からということで理解いたしているわけですが、スクールソーシャルワーカーを配置したことよっての成果があらわれているのか、あらわれているというふうに言うんだと思いますけれども、その辺はどういうふうに把握されているのか、お伺いしたいと思います。

佐野義務教育課長 これまで、県の施策としましては、スクールカウンセラーを配置しておりますが、今、委員の御指摘のとおり、昨年度から各教育事務所単位に全体で11名のスクールソーシャルワーカーを配置いたしました。スクールソーシャルワーカーにつきましては、社会福祉士、それから精神保健福祉士等の資格を持った方を配置いたしまして、子どもたちが置かれた環境に対しまして積極的に働きかけて、その環境面で子どもたちをカバーしていった、不登校とかいじめ等につきましてはの対策をしていこうということでございます。それで、今現在4つの教育事務所に11名を配置しておりますけれども、それぞれが、例えば、各市町村の福祉担当の方、あるいは警察署、児童相談所、そういうところと連携いたしまして、ケース会議等を開く中で、その子どもたちが置かれた環境につきまして積極的に働きかけているような現状でございます。その中で、具体的な例はちょっと挙げることができませんけれども、各事務所単位の中で、学校、それから関係機関等との連携を図る中で、そのような効果的な仕事を行っております。

金丸委員

今の新しい政権は教育予算を充実させたいということで、子ども手当の問題を初めといたしまして、高校生の授業料の無償化などにも予算を厚く盛ったり、そういう制度を導入したりということで、教育に対して非常に熱心に取り組んでいるのではないかと思うわけでございます。今お話のように、山梨県の不登校の状況など、だんだん改善されてまいっているわけでありませけれども、スクールソーシャルワーカーは、聞くところによると、非常勤待遇ということになっているということでございますが、将来的に、非常勤という不安定な身分ではなくて、正規職員というようなことは考えられないかどうかという点、どうですか。

佐野義務教育課長

今、委員の御指摘のとおり、スクールソーシャルワーカーにつきましての身分的なことにつきましては、非常勤という形で勤めていただいております。ですから、1週間当たり4時間程度、それで35週というような形で勤めてきております。そういう中で、やはり、スクールソーシャルワーカーにつきましては、大変重要な仕事と考えておりますので、ことしは、スクールソーシャルワーカーの仕事内容につきまして、主なものを載せたガイドライン、どんなことについてかかわっていったらいいとか、そのようなものの作成に取り組んでおります。実は、スクールカウンセラーにつきましても、今ガイドラインを作成してございまして、これとあわせて、そんなことについても、また今後考えていきたいと思っております。県も財政的なところもございませので、その処遇内容の改善につきましては、今後検討していきたいと考えております。

金丸委員

財政的な問題もあるけれども、今後検討いただけるということのようございまして、確かに、財政問題もあるわけでありませますが、先ほど申し上げたように、国の動きなどもそういう状況であります。また、県から国へ要望、私どもも、要望の窓口が一元化ということもありますので、こうした意見を出す以上は、こうしたことはいかがだろうかというような声を幹事長室などに反映していくという努力もしていきたいということをお願いしながら、スクールソーシャルワーカーを途中で廃止するということはありませんと理解していいですか。

佐野義務教育課長

スクールソーシャルワーカーにつきましては、国の事業でやっておりますので、国の事業の動向を見ながら考えていきたいと思っております。

（高校生就職活動サポート事業費について）

金丸委員

次に、教の24ページ、高校生就職活動サポート事業、緊急雇用ということで、1,700万円ほど盛られているわけでございますけれども、今の経済状況は大変厳しいということと、新卒者の就職についても氷河期だと指摘するような報道も出ているわけでありませますが、現状の新卒者の就職希望などを初めとして、状況をお聞かせいただきたいということでございます。

奥田高校教育課長

現時点で公表しておりますのは、12月末現在を2月にお話させていただきました。そのときの公立高等学校卒業予定者6,948人が対象でございましたけれども、その中で就職希望者は1,124名でございました。12月末現在、就職内定は885名でございます。その後、労働局の1月末の発表も先ごろございました。本課といたしましても、こういった経済情勢でございましたので、卒業式終了後のデータを各校に問い合わせをいたしました。現

時点では、まだ就職が決まっていない生徒、公立高等学校に限りますけれども、100名前後でございます。

金丸委員

この予算に盛ってあるこれは来年度からということになるんだと思いますけれども、具体的にはサポートということで、就職支援補助員を配置することにより、高校生の就職支援の充実を図るということですね。7校に配置されるということで、もちろん、これは臨時的な雇用ということになるわけでありまして、もうちょっと具体的に、どんな支援という形になるのか、年間通してということなのか、就職時期になって夏ごろからということになるのか、この辺を解説してもらいたい。

奥田高校教育課長

委員の御指摘の就職支援補助員につきましては、今年度、こういった厳しい情勢下にあったということで、今年度に限りまして12月と1月に就職支援補助員を、そこまで非常に厳しい結果であった高等学校5校に配置させていただきました。企業開拓でありますとか、就職希望者への就職相談とか、そういった対応をしていただきました。来年度4月以降も情勢はそれほど甘くないと認識しております。そういった中、臨時ということで、そこに事業を計上させていただきましたけれども、7名をやはり就職希望者の多い、もしくは、今年度の結果を見て、非常に厳しかった、そういった7校、今検討中でございますけれども、配置する予定でございます。

そして、主な業務としましては、4月以降は、まだ新3年生もそれほど企業の求人も参りませんので、4月以降は、今お話を申し上げた、残念ながらまだ内定に至っていない卒業生のサポートを中心をお願いしたいと考えております。当然、本課だけではなくて、ハローワーク、それから商工労働部とも連携の上、6月までは、今、未内定の既卒者の対応をお願いしたい。7月からは、今度はいよいよ新規も始まりますので、その業務をあわせて、大変かもしれませんが、年間通じてお願いしたいと思っています。

金丸委員

そうすると、この7名については4月1日から1年間、臨時で、1人当たり、1日何時間ぐらいになるのか。

奥田高校教育課長

週30時間でございます。

金丸委員

そうすると、今、新卒者の対応について、4月以降、100人あるわけでありまして、これはミスマッチだとか、以前言われていたニートの流れというような感じの人もあるのかもわかりませんが、いずれにしても、100名という数字は、新卒者ということでは大きな数字だと私は認識いたすわけでございます。4月以降、来年度の新卒者が今度は就職活動をしなればならないという問題もありますけれども、しっかり面倒を見てもらうということで、6月まで面倒を見るということになって、取り扱いするようになります。

その6月までというお答えは、高校教育課長の考え方ということなのか、それとも、教育委員会として、そういう方針を持って学校にしっかり就職支援員なり、あるいは3年生を担当した先生方が対応するということなのか。この辺は便宜的にやってもらいますということなのか、制度としてやるということなのか。私としては、できればそういうものを制度化して、未就職の人のないような努力を6月まで学校でせさせとやるという制度化というのを欲しいなと思うんですが、その辺はどういう位置づけで6月までやっても

らうということですか。

奥田高校教育課長 ことしも確かに就職は厳しい状況にございましたが、従来も、今まで発表してきたところ、平成2年ごろから9割を切った年はございません。そういったときも、就職が決まらない生徒、あるいは進学が決まらなかった生徒は当然おりました。そういった生徒に対して、卒業すれば終わりなのかということではありませんで、高等学校においては、第1に担任の先生が中心で、それから学年、学校という流れの中で、当然、もう卒業したら終わりではなくて、時に応じて、担任から連絡したりという形で指導してまいりました。来年度も変わるわけではございませんが、委員のおっしゃる便宜的というか、決まるまではサポートするという教員のサービスという形で従来もやってきましたし、今後もそうありたいということで、制度となりますと大分厳しいような気もいたします。今までも、現場ではそういった形でやってまいりましたので、そういうことは、こちらがどうこう言わなくても、カバーしていただいている状況であります。

それから、今、申しあげました7名が配置される場所は、そういった方が中心になってやっていただきますが、そのほかの学校は、ゼロという学校もありますけれども、少ない学校では、今言った担任の先生中心で、学校のほうでサポートをお願いしたいと考えております。

金丸委員

学校の先生方が3年間子どもと接して、その子どもが就職できないということだから、4月以降も相談に行けば温かく相談に乗ってもらえるというふうに理解はしたいと思うわけでありましてけれども、ただ、そうはいっても、やはりそのところの位置づけがしっかりしていなければ、先生によってはとか、あるいは先生が転勤になったとかという場合、学年主任が対応をかわりにするというふうに言われても、なかなか親身になってそういうことにならないということも考えられるということからいたしますと、制度的なものがあればいいなとは思っております。そうすると、制度がちょっと無理だということになると、県教委とそれぞれの学校の担当者が、どういう連絡というか、文書というか、どういうことをやるのかという点はどうですか。学校でサービスでやるということを理解することだけでは、私は足りないと思うのでありますけれども、どうですか。

奥田高校教育課長 いろんな会議がございます。校長先生方の会議、教頭先生の会議、それから、直接進路を担当する進路主事会というものが年に数回、予定がございます。そういった中で今回の担当もおりますので、そこで、今、100名前後ですけれども、その都度調査をしながら、教師に対しても、その状況に応じて学校のほうへ、本当に先生方の善意というか、サービスにすぎるところでございましてけれども、その辺の対応についても、そういった会を通じて指導は重ねてまいりたいと思っております。

金丸委員

終わりますが、そういうことで、サービスという言葉になっていったわけでありましてけれども、確かにサービスかもわかりませんが、親御さんにしてみれば、3年間高校へやって、さあよいよ就職なり進学ということになって、就職するというと、いろんな要件もあったりして、大変経済状況も厳しくなっているということもあって、就職難という背景があるから難しさがあるわけでありましてけれども、ぜひ、そのところは、後まで追いかけてもらって、できるようにしていく。そのためには、そうしたいろんな会議などで

も要請していただく。できれば文書ぐらいつくって、未就職の人については、できるだけ相談に来いよと、そして相談に乗ってやれよというような、通達にならなくても要請文というような形で、こういうときだけに、できればやったらどうですか。

こういうことで、これは先ほどの答弁と同じになるのかもわかりませんので、私からは、ここは強くそういう形で要請をしておきたいということで、見解があればお聞かせいただきたい。

奥田高校教育課長　今の委員の御指摘を踏まえまして、学校への依頼など、検討してまいりたいと思います。

金丸委員　よろしくをお願いします。

（確かな学力ステップアップ事業費について）

丹澤委員　この間、報道がありました全国学力テストについて、教の20ページ、確かな学力ステップアップ事業の50万円に関連してお伺いいたします。

この間、全国学力テストの全国の実施率が発表になりまして、公立小中学校では74.6%。国はもともと40%くらいが統計学上は必要だと言っておりまして、結果的には、公立小中学校の抽出率は30.9%だったわけがあります。国が選定した山梨県の抽出率は43.9%ということで、それ以外の、つまり56.何%かの、残りの小中学校のうち、自主的に希望した小中学校が16.3%と報道されました。この率は、全国的に見ますと、下から4番目に該当します。自主的にやりたいと言った学校は下から4番目。そのうち、低いところの2つの神奈川県と愛知県は、学校で独自の検査を一斉にやっているから、こういうものに参加しなくてもいいと言っているわけですから、そうすると、山梨県のように、やってはいるんでしょけれども、独自にやっているのは非常に少ない率の中でいきますと、下から3番目の希望率だったということになります。

そこで、県教委は、学力テストというのは、やるべき意味があるのかというふうに、どういうふうにとらえているのか、考え方をお伺いしたいと思います。

佐野義務教育課長　まず、全国学力・学習状況調査の意義でございますけれども、国が実施いたします全国調査の機会を通しまして、児童・生徒の学習の到達度をまず把握しまして、この中で、一定水準の教育が確保されているのかにつきまして分析してまいります。その中で、これまで行われてきました教育の成果と課題とを検証する中で、今後、その改善を図っていくというふうなことに使っていただきたいと考えています。

丹澤委員　山梨県内で、すべての小中学校がやるという地教委は幾つありますか。

佐野義務教育課長　すべてと申しますと、要するに、抽出と利用希望すべてという意味でございましょうか。

丹澤委員　はい、そうです。

佐野義務教育課長　その場合につきましては、8教育委員会でございます。

丹澤委員 残りの教育委員会は、抽出されたところしかやっていないということになるわけですか。

佐野義務教育課長 今、委員がおっしゃったとおりでございます。要するに、抽出された学校が実施するということになります。

丹澤委員 そうすると、現在28地教委のうちで、組合立を除いて、20が抽出された学校しかやらないと。そうすると、抽出されなかったけれども、自主的にやりたいというのはだれが判断をしているのでしょうか。

佐野義務教育課長 参加する、参加しないにつきましては、設置者ということですので、最終的な決断は市町村教育委員会、首長だというふうに考えております。

丹澤委員 そうすると、現場の校長先生には、一切、そういうふうな選択権はなくて、設置している市町村長がやらないと決めたということなんですか。

佐野義務教育課長 各市町村教育委員会ごとに、その辺は違うとは思っておりますけれども、詳しいことについては、私のほうでは把握しておりません。これは、あくまでも想像でございますけれども、当然のことながら、教育委員会の中で、各学校長等の考え方等は把握した中で、多分、設置者のほうで判断していくと考えております。

丹澤委員 僕は、やらないという町村の校長先生に何人かお聞きしてきました。私が聞いた先生はすべて、地教委からやるか、やらないかというふうな問い合わせがあったと。また、すべてやると言った8町村の先生の何校かに聞きましたけれども、そこも問い合わせがあったと。こちらのほうはやると言ったと言っていますから、現場の先生方の意向をかなり反映しているんじゃないでしょうか。県教委は、そういうことは把握していないわけですか。

佐野義務教育課長 今、言ったことについては、確かにそこまでは把握しておりませんけれども、当然のことながら、県といたしましては、この自主的参加につきましては、説明を担当のほうで行う中で、委員会等につきましては、お話をしております。

丹澤委員 学力テストを抽出方式のほうで十分事足りると考えている人は、それをどうとらえるかだと思うんです。抽出方式で事足りるとするのは、その地域の学校のレベルが大体わかると考えている人は抽出でいいでしょうと。しかし、逆に、父兄や、あるいは積極的にやりたいという校長先生方はどう考えているかということ、自分の学校の先生方の教え方がいいかどうか、あるいは自分の学校の子どもが、客観的なデータに基づいて、全国的にどれくらいの位置にいるのか、そういうことを見たいと言っている先生方がいるわけです。課長は、このやり方をどちらのほうから見るべきだと考えていますか。

佐野義務教育課長 委員の御指摘のとおり、悉皆の調査と抽出調査には、どちらもメリットがあると考えております。当然のことながら、デメリットもあると考えております。例えば、悉皆で行った場合は、すべての児童・生徒の学力について把握することができると同時に、各地域等におきまして、そういう教育水準が確保されているかについて、きめ細かく把握できるということがあると思

ます。

この抽出調査の場合につきましては、実は、学力調査はこれまでも何回か行っておりますので、これまでの調査をもとにしまして、信頼性のあるデータが蓄積されていると考えております。蓄積されたデータと今回の抽出の場合の、対象がちょっと少なくなっていますけれども、照合ができるということで、当然のことながら、抽出した場合につきましては、分析の手間、時間、費用等が前よりも、多分、かからないと考えております。

ちなみに、前の悉皆調査の場合につきましては、調査が終わってから、実際出てくるまでの期間が大分長くなってきておりまして、検査を行ったのは4月でございまして、分析が終わって、出てくるのが、たしか8月ということでございまして、その中で、なかなか分析された結果が現場に生かされていないというようなことがございましたので、そういう点では、調査の時間が短縮されることによりまして、より効果的な学習について、現場に働きかけができると考えております。

丹澤委員

小学校の先生というのは大体1年2年、3年4年、5年6年と持ち上がりが多く、こうなると、少ない子どもは、3人の先生で終わっちゃうと、卒業しちゃうということがあって、小学校の場合全教科を見るわけですから、特定の先生に2年間ずつ教わっていくという、その先生自身の教え方によって、えらい差が出てしまう。そういう意味でも、足りないところを補うという、その先生自身にとっても、そういうことをするほうがいいじゃないか、あるいは、父兄にとっても、私の子どもがどういう状況にあるのかということを知るといことも大事なことである。そういう意味で、全部の小中学校がやるほうがいいじゃないかという父兄も、先生もいるわけですがけれども、課長はどうなんでしょうか。

佐野義務教育課長

私の考えを、ここで今言うべきかどうかということについては、私のほうでも、いろいろ考えるところもございます。

丹澤委員

では、県教委として言ってください。

佐野義務教育課長

県教委としてにつきましては、もう少し考えさせていただきたいと思えます。

丹澤委員

僕がなぜこんなことを質問するかというと、全国で11の県が100%なんです。残りは99.何%と、ほぼ100%のところもあるわけです。そういうところというのはどうしているかということ、県教委がこの費用は見ますと、予算措置をしているんです。あるいは、先ほど、採点が遅過ぎると言っていましたけれども、教員のOBを使って、採点もして、早く現場に返すという努力も県教委がしているんです。その県教委が、この学力テストにどういう価値があるのか、その意義づけも明確にしていけない。悉皆調査でやりましょうというふうに県教委が判断しているところもあるわけです。そこが、全くどういうふうな状況で各市町村教委がやっているのかも把握もしていない、県教委の意思も明確でない、そういうことはちゃんとやるべきじゃないかと僕は思うんです。ここで、いや、それは意味のないことなんだと言うのであれば、それもよし、意味があると言うのであるならば、よその県がやっているように、県がそういう応分の財政の負担をしましょうと。それは学力テストの問題の中身はいろいろあります、こんな設問でいいのかというの

はあるでしょうけれども、ともかく全国でやって、国が希望しているところ
は出しましょうと言ってくれているわけです。そういう中で、やっただけ
なのか、悪いのかという議論ぐらいしなければ、予算を計上して、せつかく確
かな学力ステップアップ事業ということをやっているわけですから、本当に
生かしたいと思ったら、どの方法がいいのか、あるいは先生方の教える能力
があるのか、ないのかということを見る上でも、僕はそういうことをきっち
りと県教委が方針を出しておくべきじゃなかったかと思うんですけれども。

佐野義務教育課長 これは委員も御存じだと思いますけれども、この全国学力・学習状況調査
につきましても、その各市町村教育委員会に任せております。県と
いたしましても、その各市町村教育委員会に対しまして、参加を促すことは
考えておりません。これは、地方自治の観点から申し上げても、そういうこ
とはできないと考えております。先ほどございましたステップアップ事業に
つきましても、これは県の事業でございますので、そういう中で、これまで
も各学校に対して、分析した結果をこれこれこういうふうなことについて、
こんなことをしてくださいというようなことについては、これまでも指導し
ておりまして、学力向上のために、県といたしましても努力してきたつもり
でございます。

丹澤委員 教育委員会は独立しているわけですから、わざわざそういうものをつく
ったわけですから、県教委が強引に全部やれとか、そういうことはできないで
しょう。しかし、補助金というのは何のためにあるんですか。補助金という
のは、施策を誘導するためにあるんです。県教委がこういう方向に持ってい
きたい、私の考え方に賛成する人には金をちゃんと出しますと。そういうた
めに補助金というのはあるんです。よその県では、そういう施策をとってい
ると言っているんです。11県の中では、そういうふうな、財政負担をしま
しょうと。あるいは採点の費用は県が持ちましょう、あるいは、採点を業者
に任せて時間がかかってしまうのであれば、先ほども言ったように、OBに
採点を手伝ってもらいましょう。そういうことをするというのが施策の誘導
なんです。それを県教委が全く自由ですと。それでは、県教育委員会の委員
長、何のために県教育委員会の委員会というものはあるんですか。みんな、各
市町村がばらばらにやってくださいと、私たちはみんな独立した委員会です
から、県教委は関係ありません。県教委が施策として方向を示すというこ
と、僕は大事じゃないかと。私たちは判断を示しませんから、みんな勝手に
どうぞ自由にやってくださいということは、僕はいかがかなと思いますけれ
ども。

佐野義務教育課長 新聞等の報道によりますと、例えば、なぜ自主参加をしないかというふう
なことに対しまして、市町村の中には財政的なものについて答えている市町
村もございました。ただし、県といたしまして、繰り返しになりますけれど
も、参加につきましても、各市町村教育委員会のお考えの中で判断してい
ただくということで、すべての市町村教育委員会が参加するというものでは
ございませんので、県として、特定の市町村に対して、そういうふうな財政
的なものについての支援はできないと考えております。県が支援すること
に対しましては、逆に、今度は強制ととらえられたら困るというふうにも思
いますので、その辺につきましても、各県の様子は、私たちともどもお聞き
する中、例えば、ある県では、児童・生徒1人当たり2,000円程度の予算を
計上いたしまして、全体で1,000万円ぐらいの予算を計上したところもご

ございますし、さまざまな県につきまして実情は聞いておりますけれども、その中で、うちのほうでは、そういうふうな判断をいたしました。

丹澤委員

これは、自主的に参加をしてもいいと言っているんです。国も認めているんです。100%のところもあるんです。国のいいなりにやるのであれば、県教委も要らない。民主党のやるとおりにやっているのであれば、それは1党支配なんだ。みんなで議論することが大事なんです。だから、補助金も特定して出せと言っているんじゃないです。そういう制度をつくることによって施策の誘導ができる。そのためには、県教委がしっかりとした判断をすべきじゃなかったのかと言っているんです。いや、要らないんだと、抽出でいいんだと、抽出で十分学力テストの役割は果たせるという方針を出したならば、これは僕は何も言いません。しかし、その方針も決まらないのであれば、それは決めておく必要があるんじゃないかと、来年以降どうなるかわかりません。民主党のことですから、抽出もやめちゃうのかもしれない。教育委員長でしょうか、教育長でしょうか。

松土教育長

御指摘いただき、また、御示唆はちょうだいいたしました。ありがとうございました。

学力テストということにつきましては、本当に全国的にも、メディアにも日々載っかっているテーマでございますし、国民的に非常に関心が高い内容になっているということは承知しています。

ただ、学力テストという1つの言葉で表現されるわけですが、その中身について知っていただく、また判断の大切なことかなと思うことが1つございまして、学校が取り扱うテスト、分け方にもいろいろあるわけですが、3種類ぐらいに分けられます。1つは、学力を形成するためのテスト、例えばドリル型のテストであるとか、あるいは、この子がこういう問題に課題があるなという診断型テスト、そのような練習型のもの、形成型のものがあって、今回話題になっているのは、いわゆるアチーブメントテスト、到達度を見るテストということでございまして、これが、仮に、学力形成テストであるとしたならば、もう1も2もなく、全部の公立学校は同じ水準を目指して、全員がということになるのかもしれませんが、到達度ということでございますので、抽出という考え方が、まず背景的に出てきたと思います。

しかしながら、各地教委、また各学校の校長が、自分の学校、あるいは自分の地域においては子どもたちに対して学年独自のテストで到達度をはかれるのか、あるいは、学校独自のテストではかれるのか、あるいは悉皆のような形の中で、位置関係といいますか、平均点との対比とか、そういったことも自由にするというふうなことも、市町村がとにかく総合的に判断していただいて、その判断の結果を県の教育委員会としては尊重するというところで話し合いを詰めてまいりました。また、国の動向というのは、今後、年度で変わっていくのかもしれませんが、基本的な到達度テストというものを各市町村でも大いに熟慮して、自分たちの地域、あるいは子どもたちにとって何がベストであるかというふうな考え方が形成されるように、努力してまいりたいと思います。

丹澤委員

もうこれでやめますけれども、僕はこういうふうな問題をすべて地教委が考えることで、県教委は一切関与しないということじゃなくて、県教委もこういうふうな問題については事前によく話し合いをして、どういう方向で進むべきなのか、そういう考え方をぜひまとめておいて、そういう方針が示せ

るのであれば示す、示さなくても自分で考え方をしっかりと持っている、そういうことを、ぜひしていただきたいと思います。
終わります。

（ 休 憩 ）

（いじめ・不登校対策事業費について）

土橋委員

先ほどの金丸委員の質問の関連質問になるようなんですけれども、教の21ページをお願いいたします。

まず、先ほどの質問の中に、不登校の子どもが小中学校で1,000人という返事を伺いました。小中学校で1,000人というのが、例えば、中学3年生全員じゃなくて、小学校にもいたり、中学校にもいたりということだと思うんですけれども、そのままの状態では中学3年まで行くと、その子どもたちの進路先というのはどうなりますか。例えば、中学校の段階で不登校だとすると、高校はどういうところへ行くのかなとか、そのまま行く学校がなくて、中卒のままになっちゃうのかなとか。1,000人ですよ。ちょっとそれ、心配になったので伺います。

佐野義務教育課長

先ほどの1,000人という数字につきましては、小学校の全体が145で、中学が855ですので、中学校は学年によって、また数が違ってきますので、855そっくりそのままということはないと思います。

高校の進学等については、ちょっとこちらでデータを持ち合わせてはおりませんが、また、他の課に聞いてまいりたいと思いますが、恐らくは、例えば、定時制の中央高校等の進学者が多いのではないかと私はとらえています。申しわけないですけれども、その辺は、データを持っておりません。

土橋委員

先ほど答弁の中でちょっと気になってしまったのが、まさに、その1,000人が中学校を卒業するまでの間に、例えば、小学校の300人が中学校へ行くようになったら行けるようになったと、例えば、中学へ入って1年のときはちょっとだめだったけれども、まだ八百何人いるわけですよ、それが中学2年、3年と、3年を卒業するまでには不登校の子どもたち全員が学校へ行けるようになって、高校が受検できていけば、別に問題ないんですけれども、その不登校のままという話になると、中央高校に行っているという話だったんですが、中央高校の今の生徒の数が380人ぐらいということになると、800人の不登校だった子どもたちがどういう学校へ行っ、どういうふうな高校生になっていくのか、それとも、そのまま行く高校がなくて、そこで終わっちゃうのかというのがすごく心配になったわけなんです。

佐野義務教育課長

ちょっと私の説明が悪かったと思いますけれども、要するに、年間を通して、30日以上学校へ登校しなかった者を不登校というふうに、私たちのほうでは集計しております。例えば、再登校と申しまして、年間を通しますと、30日を超えてしまった場合も、後になって、例えば学校へ登校を始めた子どもがいるわけなんです。したがって、統計的な数で申しまして、今言った中学校は855という数になりますけれども、その中には、例えば、再登校と申しまして、登校してきている子どもたちもいるわけなんです。したがって、私たちとすればそういう子どもたちをふやしたいということですので、まず未然防止と、それから不登校になってしまった子どもたちに対して、例えば、スクールカウンセラーとか、学校の学級担任が積極的にかかわって

いっていただいて、再び学校に来ることができるように指導しております。特に、そういうふうな指導の中で、2日休んだ場合につきましては必ず学校からは何かしなさいということを私たちは言っております。

土橋委員 後からちゃんと登校ができて、受検がされているという理解でいいわけですね。30日以上休んだけれども補講を受けたり、いろんなことをしながら、普通の高校を受検できているということによろしいんですね。

佐野義務教育課長 私たちは、そのようにとらえてはいます。

松谷新しい学校づくり推進室長 高校入試ができるか、できないかというお話は、恐らく、不登校か、不登校でないかということで判断されているわけではないと理解しています。調査書と入試の成績で判定するということですので、その中で、成績をしっかりと判定して、可否を出すということなので、委員がおっしゃるように、不登校だからといって高校に行けないとか、そういうことではないのかなというふうに、データがあるわけじゃないですけれども、理解しております。

土橋委員 1,000人の不登校という話になると、ちょっと不安になったものから、今、質問させていただきました。

そのページにありますいじめ・不登校対策事業費というところの1番に、問題を抱える子ども等の自立支援事業費ということで、約1,000万円載せてあります。いじめ、不登校等対策として効果的な取り組みの調査研究ということで約1,000万円出ているんですけれども、この調査研究というのは、実際、どういうことをやっているんですか。

佐野義務教育課長 ちょっと、今、資料が見当たらずに申しわけないんですけれども、この事業につきましては、いじめ、不登校を抱えております幾つかの関係者が集まりまして、その中で、例えば、どういうふうな原因で不登校が生じているのかとか、そういうようなことにつきまして、原因調査等を行う中で、具体的な方策をどうすればいいかということについての検討をしているわけでございます。

土橋委員 調査研究で約1,000万円かかっていて、その後に出ているスクールソーシャルワーカー1,500万円で、本当に水際で実際に相談に乗ったり、力になってくれる人たちの予算のところは割に少ないなど。調査研究だけで約1,000万円、実際に子どもたちのところに行きかけて相談に乗ったりしてくれる人たちの予算が1,500万円ということだと、500万円しか変わらないということで、調査研究がそのまま役に立つんだらすごくいいんですけれども、ここのところが約1,000人に対応するようなソーシャルワーカーであるとしたら、もっともっとその辺を強化してもらいたいという意味も含めての質問になるんですけれども。

佐野義務教育課長 もう少し詳しく説明申し上げたいと思いますけれども、この事業につきましては、甲府市と笛吹市に委託をいたしまして、特に、甲府市、笛吹市の中で、そういういじめ、不登校に対します人的なものを用意いたしまして、そういうことについて対応していくような事業でございます。したがって、中身的に申しますと、似ているような事業でございますけれども、具体的に

市を指定いたしまして、その中でやっておりますので、その中で多少人件費が伸びていくということはあると思います。

（葦崎射撃場管理事業費について）

清水委員

45ページですが、いよいよ射撃場の最後の話になるわけでございますけれども、塩山の流れが、今、ちょっと中止ということで、その後の葦崎の整備について、ここに書いてあるわけでございますが、まずは、この水質の検査というのはいつごろからやる予定ですか。

相原スポーツ健康課長 葦崎の射撃場の水質検査でございますけれども、詳細な計画はこれから立てるところではございますが、出水期が6月以降と承知しておりますので、できるだけ、4月、5月のうちに調査そのものは行いたいと考えています。結果が出るのはもうちょっと後になるかと思いますが、調査としましては年度当初に行う予定でございます。

清水委員

私が、これをどうして質問するかというと、あそこは魚の関係で、たまたま私が、今、漁協の組合長ですけれども、4月、5月というアユの放流時期になります。だから、その時期にやるという計画があるとすれば、その辺は考慮しなくてはいけないんじゃないかと考えておりますが、その辺はどうですか。

相原スポーツ健康課長 私どもとしては、早く調査結果を出すことを考えておりますけれども、その辺のことは、またちょっとよく確認をいたしまして、そういった方面に御迷惑がかからないように、よく検討させていただきたいと思っております。

清水委員

いつも、後手、後手じゃないんですけれども、そういうことは、なるべく早い時点で、やはり計画を立てて、それなりにしておかないと、そのときの答弁だけのような感じがしているんです。その辺を気をつけてもらいたいことと、それから、今度の、この検査の範囲はどこまでやるか、その辺どうですか。

相原スポーツ健康課長 ただいま計画しておりますのは、射撃場の前の釜無川の河川敷の中を予定しております。

清水委員

ということは、まだ現実的にはこの範囲がわからないんですね。ただ、一応、そういう計画はあるけれども、具体的な範囲については、まだ、計画は練っていないということですか。

相原スポーツ健康課長 クレーの銃の到達範囲というのは、およそ240メートルで、射場のところから見て、扇形に240メートル範囲にはおおむね散弾が到達するわけございまして、その中でポイントを定めたいと考えております。予算の上では2カ所のボーリングを予定しておりますけれども、到達範囲、また、そこから下流で影響がありそうな範囲の中で、関係部局等とも協議いたしまして、ポイントを定めたいと考えております。

清水委員

そういう流れの中で、長い年月やっておりませんから、そのものがかなり浸透していると思っておりますけれども、深さなんかどのくらいまでやるんですか。

相原スポーツ健康課長 これも、今、庁内の各セクションと調整をしておりますけれども、40年、葦崎射撃場を使っているというところで、どのくらいの深さまで到達している可能性があるのかということとか、水の通っている地下の層がどこにあるのかということも、まだ今の段階でわかりませんので、こういったボーリングの仕方が適当なのか、今細かいところを詰めているところでございます。

清水委員 内容的には、非常に理解しがたいこともあるわけでございますけれども、どうか、そういったことを、緻密な計画の中でやってもらうようお願いをしたいと思います。答弁は要りません。

（就学奨励費補助金について）

金丸委員 教の26ページの就学奨励費の関係ですけれども、高校生の授業料、公立は完全に無償化ということですね。奨学金というのは、僕の理解では、授業料に使っているのかなと思ったけれども、ここで、こういう予算を組んでいるということは、具体的には授業料以外に、どういう形で奨学金というのは出されるのかということについて、お答えいただきたい。

奥田高校教育課長 従来、授業料を中心とした学費に使っていただいているはずで。

金丸委員 授業料を中心としたというところがちょっと理解できないわけですが、新年度以降、高校生の授業料は、年間11万8,800円が無償化されるということになって、その費用に充当するんじゃないかと、この奨学金はほかに充当するというのでしょうか。ほかに充当するというのは、何に充当するということなんですか。

奥田高校教育課長 基本的に、奨学金でございますので、使途が授業料とか、これに充てるという限定されたものではなくて、就学を支援いたしますので、例えば、授業料に充当される場合もありますし、教科書代とか、そういった諸経費等、さまざまなものへ充当されます。これに使いなさいというものではございませんので、あくまでも奨学金というものを貸与しております。だから、授業料が、今度不徴収になりましたので、その分は授業料以外のほうへ充当できるということになります。

金丸委員 授業料はもういいわけですね、奨学金で充当する必要はないと。そうすると、この予算で何項目か盛ってあるわけですが、その奨学金というのは、学業をするために必要なものを申請すると。具体的にはどういうものになるんですか。この奨学金を受けようとする人の申請というのは、どういう格好になるのかということです。

奥田高校教育課長 あくまでも、これは自己申請という形の中で、貸与に当たっては幾つかの基準がございます。一番大きいのは、やはり経済的な状況で審査いたしまして、昨年度だと600人前後に貸与しております。何に使ったか、使われたかということ、こちらでは特に調査するものでもございませんので、とにかく奨学金という形で貸与しております。

金丸委員 前年度までの授業料を払っていたときのこういうものというのは、例えば、申請書の中に、授業料に充当するとか、通学旅費だとか、その他いろんな要

件があるんだと思うけれども、今までのもので、授業料に充当するというような人というのはどれぐらいいたのか。

奥田高校教育課長 申請に際しまして、これを何に使うとか、一切聞くことはございません。あくまでも奨学金ということですので、用途は限定されておりません。基本的には経済的な状況が審査の一番大きな要件でございます。

金丸委員 経済的な要件というのは、家庭の年収が幾らとかということになっていて、そういう所得の証明か、確定申告か何かのそういう書類を出してもらって、それによって審査をして、出しているという理解なんですか。

奥田高校教育課長 そのとおりでございます。

（交流及び共同学習推進事業費について）

前島委員 28ページをお開きいただきたいと思います。

いわゆる特別支援学校の高等部関係に入ってきて、普通の学校との交流ということについて、いろんな予算づけがしてあるんですけども、今現状はどんなふうな取り組みをしているのかという点について、この事業の内容についてお聞きをしたい。

松谷新しい学校づくり推進室長 一番わかりやすい交流の例といいますのは、支援学校に地域の皆さんがいらっしゃって、その中で、交流会を開催したりとか、具体的にはそういうような形の交流会をやってきたというような形です。

前島委員 支援学校で学んでいる子どもたちというのは、なかなか社会化ということが難しいし、就職ということも非常に厳しい。そういう状況の中で、御家族や父兄にとりまして、より子どもたちに時間をかけて教育の場を求めてという願望は非常に強いと思うんです。そういう義務教育課程を終えた、その上の普通の高等学校の年代の子どもたちの教育の充実という点については、どんなふうな取り組み方をしているのかという点を聞かせてもらいたいと思います。

松谷新しい学校づくり推進室長 支援学校の高等部というところも、普通の高等学校と同じような教育を行う場合もありますし、知的障害のある子どもたちはそれに応じた教育課程で学習をしていくということが行われておりますけれども、特に、先生が御質問なさる意図の1つは、将来の自立というような面で、どのような教育を行っているかというような部分だと思っておりますが、そういったことも、体験就労とか、実は、教育委員会にも先日までそういった支援学校の生徒さんが体験就労という形で来ておまして、そういうようなことを行ったり、将来に向けた、自立に向けたキャリア教育というか、そういうようなことは実施してきております。

前島委員 今の社会のノーマライゼーション、すなわち健常の人も、障害のある人たちも、ともに生きる社会を目指すという今のいわゆる理念から考えていくと、本来、この支援学校と普通の学校というようなものが分離されていること自身が、子どもたちの将来に対して、社会化に対して、逆に、非常に障害になる制度だと私は思っているんです。将来は、健常の子どもも、障害のある子どもも、ともに学んでいくという行政の仕組みを、やはり、教育行政の中に

はだんだんをつくっていかなきゃならないと思っています。

そういう観点からすると、子どものときから既に支援学校と普通の学校に分けてしまうことによって、子どもたちが支援学校を卒業して、地域にいわゆる社会化をしていこうとしても、やはり子どもたちとの交流の場というのが余りに少ないために、なかなか社会に溶け込んでいけない。そして、現実には偏見を持たれてしまう要因になっていくことは避けられない現状だと思うんです。

そういうことを考えると、私は、高等部の1つの流れの中で、少子化が進んでいく中で、学校の校舎なども、高等学校の校舎もそうだけれども、大分、校舎に余裕が出てくる時代の中で、私は1つのモデル的な取り組みとして、むしろ、障害のある子どもたちが普通の高等学校に入るような仕組みの総合制高校というのをモデル的に山梨県でつくっていくことも、大変時宜を得た、時代的な要請になっていくのではないかという感じが私はするんです。高校の整備再編が進んでいく流れの中で、モデル校みたいなものをつくるということも、近い将来、私はその実現が具体化していこうと見ているんです。

それで、今、全国でそういう障害児の子どもたちが普通の高等学校へ通っているようなモデルケースの高校が、いかがでしょうか。今の教育委員会では、とらえる全国のネットの中には、そういう学校がありそうな気がするんですが、どうなんでしょうか。

松谷新しい学校づくり推進室長 委員のおっしゃる、だんだん高校の生徒が少なくなって、空き校舎が出てくるというような状況の中で、高校に、特別支援に通うような生徒さんたちも一緒に通うような学校というような御質問だと思いますが、どうしても高校と支援学校というのは教育課程も違いますので、なかなか一緒に勉強ということは難しいんですけれども、ただ、同じ校舎、学校に支援学校の分校とか、分教室を設置する例も他県には数多く出てきております。

本県におきましても、特別支援教育は、始まって3年になろうとしていますけれども、その中で、来年、審議会を開催させていただいて、今後の山梨県としての特別支援教育はどういうふうにあるべきかということ審議いただきながら、その次のステップとして、特別支援教育のプランを策定したいと思っておりますので、その中で、委員のおっしゃるような、そういった空き教室の利用といった施設整備についても、審議会の委員の先生方に御議論いただきたいと思っております。

前島委員

新しい高校づくりの流れの中で、これは重要な問題として、積極的に山梨県教育委員会は取り組むべきだと思う。障害のある子どもたちは、本当は小学校のときから、近所の子どもたちに車いすを押されたり、あるいは一緒に手をつないで学校へ行けるような社会を目指して、子どものときからそういう1つの行政を本来敷いていくべきだと思うんです。ところが、この障害児に対する歴史的な行政の取り組みの中には、やはり、継ぎ足しの流れの中で、世論も見計らいながら、そういう形の対応をしてきて、養護学校から支援学校へ、使うような、使わないような方向でやっていくような流れだけれども、少なくとも高校の辺では、やはり健常の子どもたちと合流できる1つの教育行政の場づくりが、今、世界的にも、我々日本の教育の中で可及的課題になってくるような感じがするんです。そういうことによって初めて障害を持つ子どもも、健常の子どもも、我々が目指すノーマライゼーション社会が、そこに実現していくと思うんです。だから、そういうことについて積極的なモデル校を1つ、つくって見たらどうかと。モデル校を、私はつくるべきだ

と思うんです。そういう点で、ひとつ取り組んでほしいと思うんですが、教育委員長ないし教育長の所見を伺ってみたいと思います。

松土教育長

今、前島委員からお話があった点については、本当に特別支援のあり方ということについて、全国的に過渡期の状況でございまして、県立高校の空き教室の中に置くようなケースは静岡県のような先進県で幾つか実施しております。また、近くの学校との交流というふうなことで、本県などでも県立高校と、例えば盲学校が吹奏楽なんかを一緒にしたとか、あるいは、つい数週間前に盲学校の生徒と近くの小学校の女の子と一緒にコラボの作文を書いて、全国で第2位になったという報告があつて、その辺、大変進んでおります。

ただ、いろんな課題等も全国的に紹介される中で、つまずきやすい部分は排除しながら、室長から話がありましたように、今度の審議会の中で、その辺について、どういうことがどこまで可能かということを探っていきたいと思います。

前島委員

教育長、僕が言っているのは、そういう事業共同活動じゃないんです。同じ敷地の校舎の中で、障害を持つ子どもたちと一般の高校生と一緒に学ぶような総合制高校をモデル高校として山梨でつくるべきだと、1つ、つくってみたらどうだということを、今、問いかけているわけです。その辺の事業は、もういろんな事業をやっていることはよくわかっているんです。やっていますけれども、そういう訪問だ、交流だというようなことでなくて、健常の高校生と障害のある高校生がともに学ぶ校舎敷地の総合制高校を目指すときに来ているのではないかということ強く感じながら、そういう方向で、ぜひ、前向きに取り組んでもらいたいと思うし、取り組むべきだと思うけれども、その所見を聞いているんです。

松土教育長

失礼いたしました。そのように理解させていただきましたので、総合制高校ということにつきましては、先ほどの室長の説明のとおりでございまして、教育課程上は難しい状況でございますが、同じ学びの場を共有するというところで、委員御指摘のノーマライゼーションの考えが、教え事じゃなくて、自然の、日常の体験の中から生まれるということはすばらしいことだと認識しておりますので、審議会で真剣に話し合いをすることになっています。

（地域教育推進事業費について）

丹澤委員

教育委員会の事業というのは、本当に固定的な事業が多くて、なかなか新しいものをつくるというのは難しいと思うんです。事業評価をやった中で、幾つか見させていただきましたが、80から120%が達成しているというのが大体B、ほとんどの事業がBなんです。委員長もごらんになったと思うけれども、なかなか事業が刷新されない。もう一つは、目標設定が、何でこれが目標設定になるのかと思うものもあるんですけれども、それはちょっとくぎを刺すから、ぜひ、それはよく見直していただいて、何でこういうふうな目標設定をして、そして、すべてBというのはよくできているものなんですけれども、そこはよく見直しておいて、僕はこの予算へ本当は反映してもらいたかったと思うんですけれども。

この中で、32ページ、社会教育課の関係で、放課後子どもプラン推進事業費、それから、やまなし学校応援団育成事業費、この2つに関連してお話をお聞きしたい。

実は、僕は、前議会のときに、杉並の和田中学校、例の有名なリクルートから来た人が校長先生をした中学校で、ご存じのようにその後は藤原さんかわりまして、またその後任が同じリクルートから来て校長先生をしているわけですけども、あそこは土曜寺子屋とか、あるいは夜スペとか、非常に新聞紙上ににぎわしているところなんですけど、その校長先生に電話をかけて聞きました。その学校は、夜、学校を開放したりしているけれども、事故があったり、子どもがけがしたり、そういうのはだれが責任をとるんですか。それは、もちろん、私がとるんですと、こういうふうに明解に答えていただける。いささかちょっと拍子抜けしました。

なぜかといいますと、私たちは学校にいろいろとお願いをしますと、いや、今はもう開放しません、教室は貸さないと言って、なかなか学校の施設を貸したりしない。それは、今度逆に校長先生が私の責任になりますからと、そういう形でもって閉鎖的なんです。僕はある学校の先生からこういうことを聞きました。私の学校の子どもが100メートル競争の選手に選ばれた。ところが、私の学校は100メートルの直線がとれないから、近くのそういうふうなまちの施設へ行って練習させようと思って子どもを連れていったら、校長先生が、だれの車で行っているんだと。実は私の車で行っています。けがしたらだれが責任をとるんだ、危ないことはやめると。では、どうしたらいいですか。まちのバスを頼め。連れていくというの、バスで頼む。いや、数人の子どもです。今度、終わったら、またまちのバスで送っていかなきゃならない。これでは、とても練習にはならないと、要するに、このように消極的な人たちがいて、どうしてここはこういうふうなことを考えるのかと、非常に不思議でなりません。和田中学校の校長先生から見たら、責任は私にありますと、しかし、その保険その他については区がちゃんと面倒を見るんですと。そういうふうに財政的なものは区が見る、責任は私がとりますと、こういうふうな姿勢とはえらく違うなと思いつつ、話を聞いていたんです。

そういう中で、放課後子どもプランというのがありまして、僕はこの杉並の地域本部の話聞いて、そういうようなことをしているのかなと。私も、地元の退職した先生方から、学校の先生というのは、知識もある、経験もある、そういうものを地元の子どもたちに還元したい。まさか、どこかへ行って事務をしたり、あるいは建設屋の事務をしたり、土方に行ったりするわけにはいかない。私たちはお金なんか要らないんだと。そういうふうな場所をぜひつくってもらいたいと言っているんですけども、ここで、社会教育課からいただきました資料を見ると、どうも中身が地域で本当に人材とされている学校のOBの先生方、そういう人たちが生かされていない事業のような気がするんです。本来、この放課後子どもプランというのは、社会教育課長、どういうふうなものにしたいと思って、この事業を始めているんでしょうか。

大堀社会教育課長 32ページの地域教育推進事業費の中の1番に放課後子どもプラン、2番目に地域教育連携事業費、それから、やまなし学校応援団育成事業費と、この事業自体は3つの組み立てになっております。放課後子どもプランということについて言えば、平成17年ごろに下校中の、特に小学生低学年の子どもが悲惨な目に遭ったという、世の中が非常に危険だということ、それ以降、子どもばかりではなくて、最近では高校生とか、女子大生というような事件も頻発していますけれども、社会のそういう動きの中で、放課後、子どもたちの、もちろん家庭であれば家庭でいいわけですけども、安心・安全の居場所づくりということで、そこを確保するということが事業を進めておりま

す。

なお、やまなし学校応援団育成事業のほうは、安心・安全な居場所づくりということも、もちろんですけども、むしろ、授業ということに少し視点を当てて、学校のほうに入って行って、その中で子どもたちとのかかわりにおいて、地域の方たちのいろいろな力を発揮していただくという事業です。ですので、そういうことを通して、地域全体が子どもたちを見守るばかりではなくて、健全に育てていくという機運を今以上に高めようということを考えております。

丹澤委員

そういうふうな目的を掲げて、この事業はなっているんですけども、本来、課長が推進してきて、もう何年もやっているわけですよね。これが本当に活用されているような事業になっていますでしょうか。

大堀社会教育課長

まず、放課後子どもプランのほうは、19年ごろからこのような形になっています。それから、やまなし学校応援団育成事業につきましては20年、昨年からこのような事業として組み立てておりまして、どちらも、考え方として、これまで地域の方たちがいろんな形で学校の子どもたちに支援をしていただいていたと、これは事実、山梨県でもずっと昔からあるわけですけども、それをもう少し広げるといって、できたら、あるそういう熱心な方との関係の中でやるということではなくて、地域全体でそういう機運を高めていく、だれでもかかわれるような仕組みを地域につくっていかうという考え方です。

これは、当然、地域でそれぞれ実情が違いまして、そういう中で、今、例えば、やまなし学校応援団の方の取り組みの集計をしているところです。昨年度は28市町村の中で6の市町村で取り組んでいただきました。今年度は17の市町村に広がりまして、私どもにとりましては、来年度中には、ぜひ、すべての市町村でそのような仕組みづくりをまず立ち上げていただいて、実際にやっていくときには、恐らくいろんな運営上の問題が出てくるだろうと。この問題が出てきたときに、当然、解決するわけですが、先進的に取り組んでいる事例なんかを研修のような場、それから交流会というような場で、お互いに交流し合って、よりよい形につくっていかうということで、現在、地域によっては、まだ、例えば去年の10月ごろにそういう形でできたというところもありまして、必ずしも取り上げているすべてのところがねらいどおりにいっているということではありませんけれども、例えば、今、一番よくそういう形でできているというのが、放課後の登下校の安全の見守りということで、そのようなところの取り組みは非常に多くの方に取り組んでいただいております。さらに、例えば、放課後子ども教室のような、特別の何とか教室というようなものの推進を図っていったり、さらには、学校応援団のような授業のほうに入っていきうような仕組みで、どういう形でいけばいいのかということの研究しながら、きのうよりきょう、きょうよりあすという形で、今、取り組んでいるところでございます。

丹澤委員

この実践例の報告書をいただきまして、僕がイメージしていたところというのは、やはり、笛吹市がやっているような、こういうふうなもの、これは学校を使っているんですよね。そして、学習なんかも面倒を見たりする。ほかのところは、どちらかというと、学校とはいっても、幼稚園みたいなものです。遊びが中心というようなもので、それも公民館でやっているとか、どうしてその学校の教室が使えないのかと。笛吹市は学校の教室を使って、校

庭を使って、もう定期的にきっちりやっているわけですね。中身も学校の先生が多分中心なんでしょう。だから、こういうふうに勉強を教えたり、いろいろできると思うんです。僕は、杉並の和田中学校の状況を聞いてみて、笛吹市は、多分、それを見てきてこうやったと思うんですけども、こういう姿のほうが地域の人が望むところかなと。和田中学校は、もともとは、学校の先生が忙しいから、できない子どもの面倒を地域の人に見てもらいましょうということから始まったと聞きました。そういうふうと考えてみると、こまづくりをしたり、竹馬づくりをしたり、そういうふうな遊び中心の幼稚園、保育園みたいなものではなくて、小学生の学童を預かる場所ですから、もうちょっと何をねらいとしてやっていくのか、それを明確にしたほうが、子どもたちも集まりやすい、父兄もそこへ通いやすい、行くほうもしっかりした目的を持って行けるということじゃないかと思うんです。僕は笛吹市を見ていて、このやり方がいいなと思うんですけども、こういうものを県教委はもっとモデルとして、こういうものがないと、あるいは、学校にも、もっと学校開放するように各校長先生に積極的に働きかけるということをしてもらいたいかと思いますか。

大堀社会教育課長 ありがとうございます。

先ほど申しましたように、形としてはいろいろな形がありますが、やはり、学校という場所というのは、子どもたちが一番、放課後特に行きやすい場所ですので、そういうことをこれからも進めていきたいと思えます。ただ、事業の進め方として、例えば公民館が会場になっている場合に、公民館というのは、子どもたちが住んでいる学区という中でありますが、地域というか、狭い地域にあるということ、その魅力というか、それも捨てがたいものもありますが、いずれにしても、例えば、やまなし学校応援団育成事業については27市町村がある中で17ですので、あと、10はそういう形ができる。それから、取り組んでいただいている地域におきましても、よりよい効果が出る、より多くの方たちが参加できるような仕組みということに、課題を解決しながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

討論 なし

採決 原案に賛成すべきものと決定された。

※第15号 山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 原案のとおり可決すべきものと決定された。

※請願第21-7号 日本軍「慰安婦」問題に対して、政府に誠実な対応を求めることについての請願事項の3

意見 (「継続審査」との声あり)

討論 なし

採決 継続審査すべきものと決定された。

※請願第21-13号 教育格差をなくし、子どもたちに行き届いた教育を求めること
について

意見 「継続審査」との声あり

討論 なし

採決 継続審査すべきものと決定された。

※所管事項

質疑

（山梨県職員給与条例等中改正の件について）

金丸委員 引き上げ分の25%の割増し賃金の支払いにかえて有給休暇というものがありますけれども、これは年次有給休暇とは別立てで、この分は賃金で支払うという理解でいいですか。

佐野義務教育課長 そのとおりでございます。

金丸委員 そうすると、これは本人の意向も聞くのか、あるいは教育委員会の考え方で、あなたは割増しではなくて、休暇ですよというふうにするのか、この辺はどういう格好になるんですか。

佐野義務教育課長 それは、あくまでも職員の希望によるものと考えています。

（懲戒処分を受けた教職員の管理職への登用について）

皆川委員 義務教育課長にお伺いしたいと思っておりますけれども、ことしの1月に校長の昇任試験の面接試験がありましたね。私は、前回11月議会、この委員会で、たしか教頭の面接試験の問題で、その資料として、本人の経歴を載せるべきじゃないかということを行いました。今回、本人の経歴、賞罰は記載されたんですか、されなかったんですか。

佐野義務教育課長 今年度の管理職登用試験、今、御質問がございました校長につきましては、12月に筆答検査を行いまして、1月に面接を行いました。それで、今回、多くの方たちが受験しております。その中で、御質問にありますように、昇任の面接資料の中に賞罰歴等の資料があるか、ないかでございますけれども、こんなふうに考えております。管理職登用にかかわる面接につきましては、受験者の教師としての適格性、人間性を判断する中で、面接官が先入観を持つことなく、全人格的に判断する必要があるということで、今回、そういうふうな資料は中に入っておりません。そして、賞罰歴等につきましては、県教育委員会の人事担当で把握しておりますので、それらを最終的に含めて総合的に判断していきたいと考えております。

皆川委員 前回の委員会の議事録がここにあります。ここで、あなたはこう言ってい

るんです。経歴欄に賞罰を書かなくとも、本人の自己申告で、その他という欄に書けるということを行っていますね。仮に、過去に犯罪歴があり、刑事罰を受けた人が校長の昇任試験を受けに来たときに、自己申告でその他の欄にそういう刑事罰の経歴を載せなかった場合に、全く県教委としてはそれを調べもしないということですか。

佐野義務教育課長 人事担当の管理主事がございますので、その人事担当の管理主事等が過去の処罰につきまして調査いたしましたして、それを中に盛り込んでいきたいと考えております。

皆川委員 では、今の話だと一応、調査はするということですね。調査はして、その総合的な判断の中でそれを資料とするということですね。

そこで、3月3日の参議院の予算委員会で、義家さんという議員が質問いたしました。その中で、山梨県の山教組元幹部が教頭に昇任した人事問題を取り上げまして、全国の都道府県で刑事罰を受けた教職員が管理職に昇任する例の有無について調査をいたしました。その結果、山梨県以外には全く全国にその例はなかったということが出たんです。これについて、どういうふうに思いますか。全国に、とにかく刑事罰で、こういう例はなかった。それについて見解をお願いします。

佐野義務教育課長 前回、自民党の政調調査会の調査といたしまして、義家議員から調査を受けました。このことにつきまして、本県でもそのことについて回答しております。そういう中で、山梨県の教育について取り上げられているということにつきまして、私たちといたしましても、本当に、県民の皆様大変御心配をかけたと思っております。そして、そのときには、本当にこのことにつきまして、当該の職員を厳重に懲戒処分ということで厳しくいさめて、本教育委員会に更生を誓わせたところでございます。そして、繰り返しになりますけれども、その管理職登用につきましては、懲罰を受けたことのみをもって除外をしてはおりません。市町村教育委員会の推薦を受ける中で、筆答検査及び面接検査等を実施する中で、その管理職の能力、それから指導力、賞罰歴等を総合的に判断して行きたいと考えております。

皆川委員 ちょっと甘く考えているんじゃないですか。全国では、こういう例はないんです。道路交通法違反で罰金刑に処せられた人はあります。けれども、全国で刑事罰に処せられて、経歴に関係なく、それを考慮しないなんて例は全くないわけです。

それから、同じ3日の質問に対して4日の新聞で、義務教育課長はコメントでこう言っていますよね。管理職への昇任試験は、市町村教育委員会から推薦された教員を面接し、賞罰歴などを総合的に判断し、適正に遂行しているというふうになっているんです。総合的に判断するという内容なんです。総合的に判断しても、刑事罰は関係なかったんですか。

佐野義務教育課長 この職員につきましては、ふだんの勤務態度、それから、現任校での勤務等、これまでの勤務態度等につきまして、所管の管理主事等において厳しく調査いたしました。その結果、先ほど申しましたとおり、彼が本当にその管理能力、指導力、それから、すべての面で他の職員よりまさっているということを、私たちのほうでは把握してございまして、そういうことに関しまして、適当と判断いたしました。

皆川委員

法律を犯したんです。しかも刑事罰です。それでも総合的な判断で昇進させていいという判断をしたということですか。山梨県教委とは、そういうレベルなんですか。教育委員長、教えてください。

佐藤教育次長

懲戒処分を受けた教職員が管理職に登用された事例が全国的に皆無かどうかは、申しわけありませんが、把握しておりません。一定の期間であるとか、一定の調査条件のもとでは例がないということは、今回、国会でも報告されておりますように、それは考えられることでありまして、そのぐら大変まれな事例であるという認識はしております。仮に、他県におきまして、懲戒処分を受けた教職員が管理職に登用される例があったからといいまして、本県教育委員会におきます権限や責任を放棄してまで、その説明責任をそこで果たそうということは毛頭思っておりませんことを、まず申し上げさせていたいただきたいと思っております。

それから、懲戒という意味合いを、いま一度考えさせていただきますと、懲戒というのは懲らしめるという字と、戒めるという字がございますけれども、懲らしめるほうは制裁を加えて、二度とこのようなことをしないようにするという意味合いがございます。戒めるほうは、前もって注意をすると、今後、将来にわたって、このようなことが起こされないという指針を自他ともに示すという意味があるかと思っております。

今回、この当該教職員は懲戒処分を受けたわけでございますけれども、これは、地方公務員法で認められた職員団体の業務に専ら従事すること、これを超えて政治団体の業務を漫然と行ってしまったというところに、大きな問題点があるんだろうと思っております。そして、職員団体の活動とは何かということ、いま一度、この今回の問題によって考えさせられるとともに、一定に律するということが、社会全体から求められているわけでありまして、また、当該教職員については、懲戒処分を受けたということから、懲らしめ、戒めを受けたわけでありまして、教育現場に復帰をした以降につきましては、その教員としての才能を遺憾なく発揮させることが私どもの役割でありますし、その教員として、教育現場でしっかりと力を発揮しているのであれば、また、管理職としてマネジメント能力など、そういうものが見出せるのであれば、管理職登用のプロセスにのっとりまして、一定のラインに達した者、かつ賞罰も考慮してということでございますが、今後行うといったところに、今回、このように改めて述べさせていただいたところです。

皆川委員

前回、佐藤次長はやはりこういうことを言っていたんです。総合的な、最終的な判断の段階では、当然、賞罰も教育委員会の内部において吟味した上で判断させていただくことになるということを答えていますよね。その結果が、刑事罰を課せられた人も昇進が妥当だと総合的に判断されたと考えたということですか。そういうことですか。そうすると、これからも、こういう事例があったときに、こういう判断でやっていくおつもりですか。

佐藤教育次長

これから、またどのような事例が上がってくるか、これについては、あらかじめの分類といったものが、なかなかできない、想定しにくいところであると思っております。もちろん、こうした教職員の行為がまず起きないというところに全力を挙げていくわけでありまして、仮に、何らかの賞なり、罰なりがある者について、どのように登用すべきか、それについては、その時点で、その人物の人格等を含めまして、やはり総合的に判断させていただく

ということでお答えとさせていただきたいと思います。

皆川委員　ここに、平成21年12月28日付で市町村教育委員会教育長殿ということで、山梨県教育委員会から、昇給の取り扱いについてという通知があります。これは、昇給に関する取扱基準が書いてあるんです。これと同じように、昇進についての取扱基準というのはあるんですか。

佐野義務教育課長　例えば、校長先生方については、今現在、例えば、退職者が何名いて、学校数が幾つあるというようなことで、採用数が決まってくるわけでございます。その中で、先ほど申したとおり、筆答検査、面接の検査、それからふだんの勤務状況等を作成いたしまして、ランクづけとってはおかしいですけども、順番に並べていって、その中で上の者からあいている数だけとっていくというようなことでやっているわけでございます。これこれこうだから、必ずこうだということではなくて、あくまでも、その中で、その年の面接、筆答、それからふだんの勤務状況を総合的に判断する中で、数をとっていくというやり方でございます。

皆川委員　これは、確かに、昇給のほうの基準ですけれども、これは6段階に分かれております。その中で、停職減給または戒告の処分を受けた者というのはEランクです。Eランクというと、ほとんど昇給できないというランクなんです。30万円以上の罰金を受けた本県の某氏、先ほど上がっちゃった教頭先生は、最低のEランク評価でしたね。ということは、昇給よりさらに難しい、競争率が10倍を超えるという昇任試験に合格すること自体が矛盾していませんか。昇級のほうはEランクでだめだけれども、昇進させてしまう。すごく矛盾だと思います。どう思いますか。

古屋福利給与課長　昇級にかかわってのものがありませんので、そちらについてお答えしたいと思います。

その当時の教員は18年の3月に処分を受けております。それで、給与上の取り扱いにつきましては、停職期間中の給与は非支給、それから、停職期間プラス3カ月の昇給延伸という形になっております。18年の3月ですから、17年度ということですので、18年度になりまして、6月の期末・勤勉手当につきましては、この職員につきましては、停職期間中であり、支給されておられません。また、12月の期末・勤勉手当につきましても、6月2日から6月30日まで停職期間中でありましたので、期間率が期末手当については80%、勤勉手当につきましては90%に引き下げてという支給になっております。なお、19年度以降の昇給につきましては、これは1年間の校長の評価によるものですので、19年度以降につきましては昇給については影響なく行われております。

皆川委員　その処罰を受けていたときは昇給されなかったんですよね。だから、同じように、この明確な基準で昇給されないんだから、何で昇進できるんですか。昇進のほうが大変なんです。簡単なほうがだめで、難しいほうができちゃうということは矛盾しているんじゃないかということを知っているわけです。教えてください。

佐野義務教育課長　今、福利給与課長の説明があったとおり、1年間につきましては、処分を受けたということで、Eランクということで、成績をつけられております。

しかし、彼につきましては、それ以降、それ以前も勤務状況につきましては大変いいということで評価されておりますので、今言ったような総合的な判断の中でよくなったということになっております。

皆川委員 全然納得できない。昇給させない人を何で昇進させちゃうのか。明確な基準があるんです。自分でおかしいと思わないんですか。教えてください。全然、私は納得できません。

佐野義務教育課長 繰り返しますけれども、18年度については、結局Eランクということで、昇給はできなかったわけなんですけれども、その次の年の昇給につきましては、ふだんどおりできております。

（教職員の選挙運動について）

皆川委員 先ほど佐藤次長がかなり神妙な返事をして、かなり反省しているような雰囲気の話をしてくれて、二度とこういうことはないようにしたいというような言葉を言ってくれましたので、余りあれしてもしょうがないんですけれども。

最後に、昨年の夏の総選挙で北海道から立候補して当選した議員に1,600万円の裏金を選挙資金として提供した北海道教職員組合の事件で4人が逮捕されて、そのうち3人が北教組の幹部だったという、まことに衝撃的な事件がありました。本県でも2005年に、今言った県政連の政治資金規正法違反に問われた山教組幹部が起訴されたという事件がありました。こういう事件があった以上は、本県でもそういうことがあったんだから、今後、子どもに善悪の道を説く聖職と言われている教職員がこういうことを二度としてはならない。そうするためには未然にこういうことを防がなきゃならないということは大事だと思います。未然に防ぐための方策といいますか、そういうものをどういうふうに考えているか、教育長をお願いします。

松土教育長 このたびの北海道の一件につきましては、触法行為の有無等について、また、今後どのように展開していくかということについては、私自身関心を持っているところです。また、私どもは、教育委員会でございますので、北海道の教職員組合のことに合わせまして、北海道の教育委員会というのは、今までどのような対応経緯と、また今後の措置について、どのようにしていくのであろうかということについてもあわせて関心を持っています。

いずれにしましても、どの選挙、どの政党に限らず、教育の政治的な中立というのは民主主義国家の公教育の大前提であるということは、もうだれから見ても当然のことで、それが侵されることのないよう、最大限の努力をしていきたいというかたい決意でございます。

皆川委員 厳しく指導はしていつてくれているとは思いますがけれども、こういう山教組のここの山梨教育機関紙を見ると、もう既にここで山教組は県下291分会ですべての学校の分会会議を実施して、委員会において組織の総力を挙げて勝利するまで戦い抜くことを提示するとか、非常に選挙で頑張るぞということをやって、激励しているんです。こちらは臨時号ですけども。こういうことを堂々とやっているわけです。参議院選挙にかかわる書記長談話なんて書いてあって、今度は、私たち組合員一人一人が興石先生の思いを重く受けとめ、当選に向け、最大限の努力をしている、山教組は本日より組織の総力を挙げ、興石先生の当選に向け全力で取り組んでいくなんてことを

堂々と出しているわけです。これがおかしいんです。そうでしょう。片方で、国会で今度は罰則規定を設けるかどうかということの論議がされている。にもかかわらず、一番組織率の高い山梨県でこういうことを堂々とやっているわけです。私に言わせれば、今まで県教委というのは本当に見て見ぬふりです。どういうふうにしっかり監視していくか、もっと具体的に説明していただきたいと思います。

佐野義務教育課長 県教育委員会といたしましては、さきの衆議院議員の総選挙におきましても教職員の選挙運動の禁止につきましては、繰り返し通知等を出す中で、呼びかけております。それから、これも本当に私たちも重く受けとめる中で、管理職研修会の中では厳しくその辺を校長あるいは教頭に対して、学校の中のそういうことについて、絶対出さないようにしていくということ、行わないようにということを強く言っております。今回の参議院選挙につきましても、教育の政治的中立に向けまして、要するに、教育公務員にかかわる関係法令に触れることがないように、規律確保につきまして、絶対こういうことを繰り返さないということを誓わせる等、考えております。

皆川委員 すばらしい決意を聞きましたので安心しますけれども、いずれしても、こういう教育に携わる人たちがこういうことをしてはいけないんですよ、法律で禁止されているんだから。今度、罰則ができれば、恐らくやらないと思うんですけども、罰則ができなくても、こういうことをやった山梨県なんだから、皆さんはよりしっかり監視していただきたいということを強く要望して終わります。

（県立射撃場の移転整備について）

金丸委員 蒸し返しの議論のような感じになりますけれども、県立射撃場の問題について、補正のときも議論いたしたわけですが、この前の答弁でいけば、丹澤委員から、白紙に戻して再検討したらどうだという話があったりして、検討するというので、白紙とは言わないけれども、今後、慎重に検討するという答弁をいただいたということでございますが、私も不勉強だったもので、この前、補正のときに十分な議論ができなかったわけでありまして、まず、葦崎のことについてお伺いします。葦崎市から甲州市に移ったときの変更の理由として、1つは、議論してきたように、事業費の30億円が甲州市へ行けば15億円だということでありましたけれども、葦崎の30億円の内訳についてお伺いしたいと思うんです。それは、葦崎の射撃場を新しく穂坂へつくるというのは、新しい進入道路をつくって、射撃場をつくと。既存の道路をなぜ使わなかったかという点も含めて、1問1答が2問ぐらいになってしまいましたけれども、そんなことでお答えいただきたい。

相原スポーツ健康課長 葦崎市穂坂町へ計画していました旧計画地の事業費でございますが、おおむね30億円と報道されているわけですが、当時の設計によりますと30億9,800万円。大まかな項目を申し上げますと、おおむね造成費に18億4,000万円、それから射場また管理棟建設に5億4,000万円、調査設計費が2億3,000万円、進入路の整備に4億9,000万円でございます。事業費については以上です。

金丸委員 よくわからなかったんですけども、進入路で4億9,000万円、あとは射撃場の造成に30億円マイナス4億9,000万円という理解でいいわけ

ですか。

相原スポーツ健康課長 済みません、私の説明が悪かったかもしれませんが、造成費、射場と管理棟の建設建築費、調査設計費、それから進入路の整備、この4項目の額をおおむね申し上げさせていただきますが、造成費の部分が18億4,000万円ほど、建築費が5億4,000万円、調査設計費が2億3,000万円、それから進入路の部分が約4億9,000万円でございます。

金丸委員 山の構造というか、状況によって、造成費も変わってくるんだろうと思いますけれども、甲州市のほうは、当初、造成費含めて15億円ということでありまして、砂防堰堤を7億円ぐらいでつくるという話だったと思うのであります。15億円で向こうができるのに、こちらは造成費が18億円で、建物そのほかで7億円近い金を出すということでありまして、この辺の違いというのは、どういうことでこの違いというのが出てきているのか、答えていただきたいと思います。

相原スポーツ健康課長 甲州市につきましては、先般来、増額要因の話もさせていただいておりますけれども、ライフルの射場がちょっと長くなりましたこともございまして、昨年の6月補正の段階では16億円という説明をさせていただいております。それから、それに加えて、先般、御説明している6億5,000万円の増額になりました。それで、22億5,000万円という事業費でございます。

このうち、ただいま申し上げたように、葦崎のほうは造成費が18億4,000万円、甲州のほうは造成費の部分がおおむね12億円から13億円でございます。その地形が葦崎のほうが相当急峻でございまして、起伏が激しく、それに比べて甲州は大分なだらかというところでもございまして、射場をつくるに当たって、沢とか尾根あるいは斜面の土を切って盛り土をするというふうな、その切り土、盛り土の量という土工量というものの量が各段に違うということが主な要因と考えています。

金丸委員 わかりました。地形がなだらかだから、造成費が十二、三億円ぐらいで仕上がるけれども、葦崎のほうは急峻だから、造成をするのに18億円かかるということですね。

それで、ここに19年の8月31日のスポーツ健康課が出された移転候補地の変更についてという中で、30億円の財政状況や、地元要望などを勘案して、事業費の削減の検討を行ってきたとあるが、地元要望というのは、何なんですか。葦崎からの地元要望というのかな、ここに書いてある文は、どういう意味で地元要望と位置づけたんですか。

相原スポーツ健康課長 恐縮でございますが、葦崎の旧計画地のほうの地元要望ということでございましょうか。

金丸委員 これは葦崎のほうからです。

相原スポーツ健康課長 当時は、進入路に関しましていろんな要望を受けていたと聞いております。当初計画した進入路の用地買収がなかなか進まなかったために、別の進入ルートを考えてわけでございますが、そちらにいたしますと、新しい進入路では相当な増額が見込まれたこと、それから葦崎市との調整もしていた

わけですが、そのほうが、なかなか進まなかったという理由があったと承知しております。

金丸委員

地元では新しい進入路でなければだめということだったということですか。既存の道路を使ってという話は、当時はなかったということですか。何か、今は、甲州市のほうでもたもたしているから、葦崎のほうで、この既存の道路を使ってこちらへ来てもらったかどうかという議論が始まっているというふうなこともちょっと聞いているわけでありましてけれども、当時、この既存の道路という話はなかったのかどうか。

相原スポーツ健康課長 当初計画した進入路、それから、それがなかなか進まなかったのも、新しい進入路、2通りの進入路を検討した経過は承知しておりますけれども、それ以外の既存の道路というのは資料としては残っていませんし、現在においても困難ではないかと思われまして。

金丸委員

葦崎のほうの一部の人たちかも知りませんが、こんな説明をされているんですが、警察にある銃砲保安協会というのは、何か、警察と一緒に銃を持っている人たちが事故を起こしたりしてはいけないということで、検査をしたりとか、いろいろやっている業界のようではありますが、北杜市も、葦崎市も、南アルプス市も、甲府市もというふうなことで、葦崎市につくってもらいたいというような考え方がある。確かに、これは地域ニーズということからいうと、東のほうは甲州市がいいやという話になる、こちらの西のほうは、今、言ったようなことですね、そういう要望があるということなのかも知りませんが、いずれにしても、甲州市の砂防堰堤の話が出てきたから、こういう話が蒸し返されるようなことになってきているんだというふうに思うのであります。そのほかには猟友会があったり、専門的なクレー射撃協会というようなのがあったりとかということになるわけでありましてけれども、保安協会、あるいは猟友会、クレー射撃協会などの考えというのは、もう甲州市のほうへということで意見集約になっているのかどうかという、この辺は判断の対象に入れる必要はないのかもわかりませんが、ここの状況というのはどうかということをお尋ねしておきたい。

相原スポーツ健康課長 先日も御説明したと思っておりますけれども、射撃場の利用者のうち、猟友会の方が2,400名ほどいらっしゃいます。県の猟友会からは、県の猟友会として甲州市への整備推進の陳情もちょうだいしております。利用者のうちの多くを占める猟友会の方々の中には、やはり葦崎のほうが適地ではないかというお話もお聞きはしておりますけれども、それはごく一部の方の御意向だと考えています。

金丸委員

猟友会、ほかにクレー射撃協会とか、銃砲保安協会とかというのもあって、そういう人たちの意向というのは特に聞いていないということなんですか。

相原スポーツ健康課長 銃砲保安協会は、各警察署ごとに置かれている会と承知しておりますけれども、この協会のほとんどの会は猟友会の方だと思っております。それから、クレー協会のほうからも甲州市への推進の御要望をちょうだいしております。

金丸委員

それは、砂防堰堤をつくるという条件が変更して以降の考え方ということ

で理解していいのか。

相原スポーツ健康課長 今、申し上げたのは、増額の話をする以前の話でございます。

金丸委員 甲州市のほうの反対派の動向というのは、今はどうなっているのか。去年あたりはかなり反対派の動きが活発だというような話を聞いているわけですが、今はもう鎮静化して、そういう人たちは静かになっているという、理解をしたということか。

相原スポーツ健康課長 私のほうで承知をしておりますのは、現在の甲州市の計画地の施設の下流部に、小松尾組という組の中に何人か反対をされている方がいらして、それから、甲州市では、射撃場の建設を考える市民の会という会がございまして、これまで何回か開催されておまして、二十数人、30人という方が、御参加されていることは承知しています。地元の方々には、その施設の安全性、それから、そういう地形にそういった施設をつくって大丈夫なのかという御心配の声をたくさんちょうだいしたわけですが、そういった方々の声にこたえるためにも、安全性を高めるために増額の要因となったところでございますが、そういった安全性を高めることで御理解をいただくようにお話を、現在もしているところでございます。反対派の動きとして、相当大きくなっているというふうには考えていない状況でございます。

金丸委員 当初の穂坂の30億円と、甲州市の15億円ということで、半額でできるということだったから、甲州市の方へという動きというのが活発だったということ。ところが、砂防堰堤で7億円近い金がかかるということになって、差は歴然としておりますけれども、条件が変わったと、状況が変わったということからいたしますと、この問題というのは、この前の答弁では、白紙に戻して、葦崎穂坂のほうを検討するという状況ではなかったわけですが、条件が変化してきているということからいたしますと、やはり、葦崎も含めて再検討すべきではないかと、この間、本会議あるいは補正の委員会でも出たわけでありまして。葦崎のほうの動き、これはもちろん一部の人でありますけれども、そういう動きがあるだけに、そういうことで検討されたいということと、場合によっては、そういう人たちの意見陳述というか、意見を聴取するというようなことの運びというのもやったらどうかということをお願いして、この辺についての見解をお願いします。

相原スポーツ健康課長 本会議での知事の答弁、また先般の2月補正の委員会でも申し上げてきたところでございますけれども、やはり、現在の県の財政状況等からしても、何とか今回、コスト削減を図らなければいけないということが大命題でございます。したがって、葦崎旧計画地のことに関しましては、やはり、その30億何がしの事業費が、実際はそれで済むのか、全然未知数でございます。また、進入路の問題も、今のところ全く解決できるような状況にはございません。今、甲州市の現計画地で何とか射場の、例えば形や位置をどうするとか、甲州市の計画地の中でコスト削減策を検討してまいりたいというのが、私どもの方針でございます。

また、葦崎のほうへという考えをお持ちの方々の意見を聞くような考えはないかということにつきましては、私の考えですけれども、やはり、葦崎のほうへ持っていくのは相当困難な状況と思われまますので、今の段階でそうい

った方々の御意見を聞くというようなことは想定しておりません。

金丸委員

菰崎のほうも、30億円は先ほどの進入路の関係が4億9,000万円ほどかかるということですね。進入路は、既存の道路も5.5メートルとか6メートルあるそうでありまして、それを通ってもそんなには時間がかからないということ。交通アクセスという点では、菰崎のインターから本当に農免道路を通って、そこから入って行って、約20分か25分ぐらいでそこに到着できるということだそうでありまして、また、私も、だそうじゃまずいから、現地へ行ってみようと思っておりますが、こうやって写真も撮ってきた人が話をしてくれたりして、単純計算で4億9,000万円という道路代が浮けばなということになると、菰崎のほうの三之蔵の進入路を新しくつくらなければ、甲州市の砂防堰堤でプラスした金額とそんなに格差はないということでありまして、利便性からいっても、菰崎のほうが非常にいいというお話も聞いておりまして、そういう状況なものですから、ぜひ御意見を聞いてもらったり、検討してもらったりということを要望して終わります。ありがとうございました。

堀内委員

今、2,400人ぐらい狩猟する人がいるということをお聞きしたんですけども、狩猟と、それからクレー射撃だとか、こういう競技をしている人というのは、例えば、狩猟が2,400人いて、あとクレーが幾人いるか知りませんが、それプラス合計ということじゃないと思います。鉄砲をやる方というのは、大体、狩猟をやって、そして中には、期間が外れたらクレー射撃やろうと、そういう競技に走る人というふうにいると思うんです。県は、菰崎で問題が起きて、それを、今度はほかへどうしても行かなきゃならないということで、甲州市のほうへ移るという決定に至ったと思うんです。それが菰崎だと30億円かかる。甲州だと、その半分の十五、六億円でいけるという話の中で話が進んだと思うんです。私も狩猟を長年やってきまして、今はやっていませんが、我々は郡内なんですけれども、その当時、郡内の方が菰崎の県立の射撃場へ行くということは、ほとんどないんです。菰崎の射撃場で、一体、幾人ぐらいが利用しているか、そういうことは今まで調査したことはありますか。

相原スポーツ健康課長 菰崎の射撃場の利用人員につきまして、このところの10年間の平均でございますと、5,000人から5,700人でございます。

堀内委員

それは年ですか。5年間、10年間とか、そういう期間でですか。

相原スポーツ健康課長 10年間の平均でございます、1年間の利用の人数です。

堀内委員

仮に5,000人というのと、例えば、狩猟をやっている人が、昔はもうちょっと多かったから、やった可能性もあるんですけども、例えば、仮に、3,000人という方が全員行ったとしても、行くのは1.何回かぐらいですかね。よく、我々話をするんですけども、狩猟の前に練習に行くということはほとんどしないんです。やられる方というのは、ほとんどクレー、そういう競技でやられる方なんです。ですから、例えば、山梨県でそれを利用する方というのは、かなり限られているんじゃないかと私は思うんです。それで、この間、丹澤委員がお話したとき、たしか民間の射撃場が4カ所ぐらいという答弁をお聞きしているんですけども、私はもうちょっとあると思う

んです。というのは、郡内だけでも、大月、都留、それから富士吉田と3カ所ありますので、当然、国中のほうにも何か所もあるし、今、この資料にもありますけれども、笛吹市の八代にも1カ所、施設があるということです。

非常に県費が逼迫しているときに、果たしてプラス7億円オーバーしたからできるという問題じゃないと思うんです。ならば、例えば、今、指定管理者とか、民間を活用しようとか、そういう話もあるんですけれども、そういう民間でやられているようなところを利用するというのも1つの方法だと思います。

この間、私も仲間と話していたんですけれども、民間にはライフルの射撃場がないと。このライフルというのは御存じのとおり、大体、有効射程距離というのは500メートル。500メートルというのは、要するに、真っすぐ飛ぶんです。ところが、飛距離は口径によっても違いますけれども、3,500から4,000メートルぐらい飛ぶわけです。そうすると、例えば、山があって、空に向けて撃っちゃうと、4,000メートル飛んじゃうわけです。ですから、その届かないところをねらうわけなんですけれども、もう一つには、上に遮へい物をつくれれば、当然弾は空へ向かっていくことはないんです。ですから、そういう民間の射撃場を利用するというのも、手じゃないかなというところもあるんですけれども、そんなこともどういうふうに考えていますか。

相原スポーツ健康課長 民間の射撃場でございますけれども、クレーの射撃場というのは、先ほどお話があったように、大月、都留、忍野、それからこちらのほうでは、下部ということで、4カ所でございます。八代は小口径のライフル、あるいは、エア、ビームライフルということで、韮崎での用途とはまた別の用途ですので、それと比較できるのは4つの射撃場です。4つの射撃場につきましては、例えば、クレーの競技でございますと、その射場が狭いために、競技の練習をするためにはその距離が足りないとか、あるいはクレーが駐車場へ出てしまって屋根に当たってしまうというような支障が考えられることとか、大会を行うためには、駐車場が狭かったり、射場が少ないこと等、韮崎でできていたような大会の開催はなかなか困難でありまして、今は私どもは、何とか甲州市のほうへ進めさせていただきたいと考えておりますけれども、民間のほうへの検討というのはすぐには結びつかないと思いますが、そういった活用が図れるかについては調査もさせていただきたいと思います。

堀内委員

先ほどちょっとお話した、一体、幾人が何回ぐらいやるかという、例えば、県外の方もかなり来ていると思うんです。ですから、山梨県の実際に使っている方が幾人いて、その方がどうしても必要だということで、恐らく、そういう発信をして、県のほうで考えているとは思いますが、実際にそういうところも調査をして、考える必要もあるんじゃないかと思うんですが、その辺はどうですか。

相原スポーツ健康課長 これまで、甲州市のほうで計画していた事業規模は、クレーの射場が4面、それから、ライフル射場が1面ございまして、韮崎に比べて営業日数がふえる、あるいはインターチェンジからのアクセスということになりますので、首都圏からの利用者も見込めるというようなところで、韮崎から比べれば多い人数の見込みをしております。

一方では、委員御指摘のように、本当に利用の実態人数はどのくらいになるかということもあると思いますし、今後いろいろと検討していくわけで

すけれども、そういった利用者の実態の部分もよく調査いたしまして、検討してまいりたいと思っております。

※継続審査案件

意見

金丸委員 継続審査案件の中に、今、議論のあった県立射撃場問題というのを1項加えておいていただきたいという提案でございます。よろしく願いいたします。

進藤委員長 この継続審査案件をごらんになりまして、4番の社会教育、学校教育及び体育の振興についてのところに、その問題も含まれているということで、御理解いただきたいと思えます。

その他

- ・委員会報告書の作成及び委員長報告並びに調査報告書の作成及び調査報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件は、別紙のとおり決定された。
- ・1月26日に実施した県内調査については、議長あてに報告書を提出したことが報告された。

以 上

教育厚生委員長 進藤 純世